

## 地区計画区域内における 風営法に関する建築物等の用途の制限について(ご案内)

●多治見市では地区計画区域内において、風俗営業等の建築物の用途の制限があります。詳細については、多治見市役所都市政策課（0572-22-1321）までお問い合わせください。

### 建築物の用途の制限

(○：営業できる ×：営業できない)

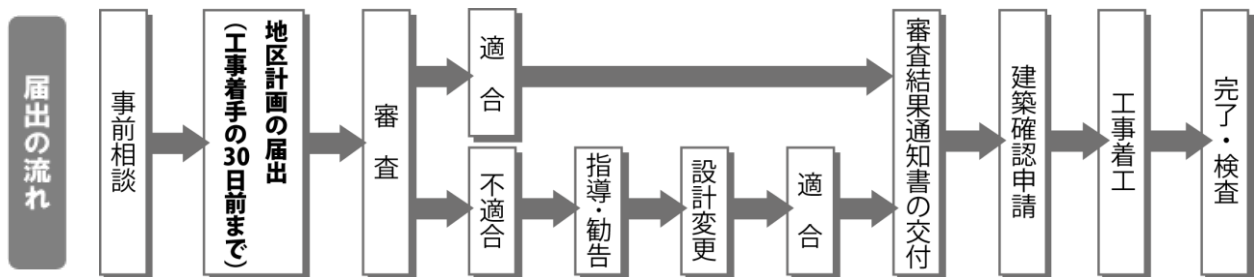
建物用途		地区計画名	多治見駅前中之郷地区 地区計画				多治見駅北地区 地区計画			
		用途地域	商業地域			準工業 地域	商業地域			
		地区区分	駅前 地区	沿道 地区	住居 1地区	住居 2地区	駅前 地区	沿道 地区	住居 1地区	住居 2地区
風営法 (風俗営業等)	第2条第6項各号営業 (店舗型性風俗特殊営業)		×	×	×	×	×	×	×	×
	第2条第1項1号営業 (キャバレー等)		○	×	×	×	○	○	×	×
	第2条第1項2号営業 (低照度飲食店)		○	×	×	×	○	○	×	×
	第2条第1項3号営業 (区画飲食店)		○	×	×	×	○	○	×	×
	第2条第1項4号営業 (マージャン屋、パチンコ屋等)		○	○	×	×	○	○	×	×
	第2条第1項5号営業 (ゲーム機設置営業)		○	○	×	×	○	○	×	×

※上表以外にも山吹地区地区計画及び長瀬地区地区計画において、風営法に関する建築物等の用途の制限があります。

※上表に係る規制は、地区計画における風営法に基づくものです。地区計画のその他の規制や、他法令による規制については、別途ご確認いただくことが必要です。

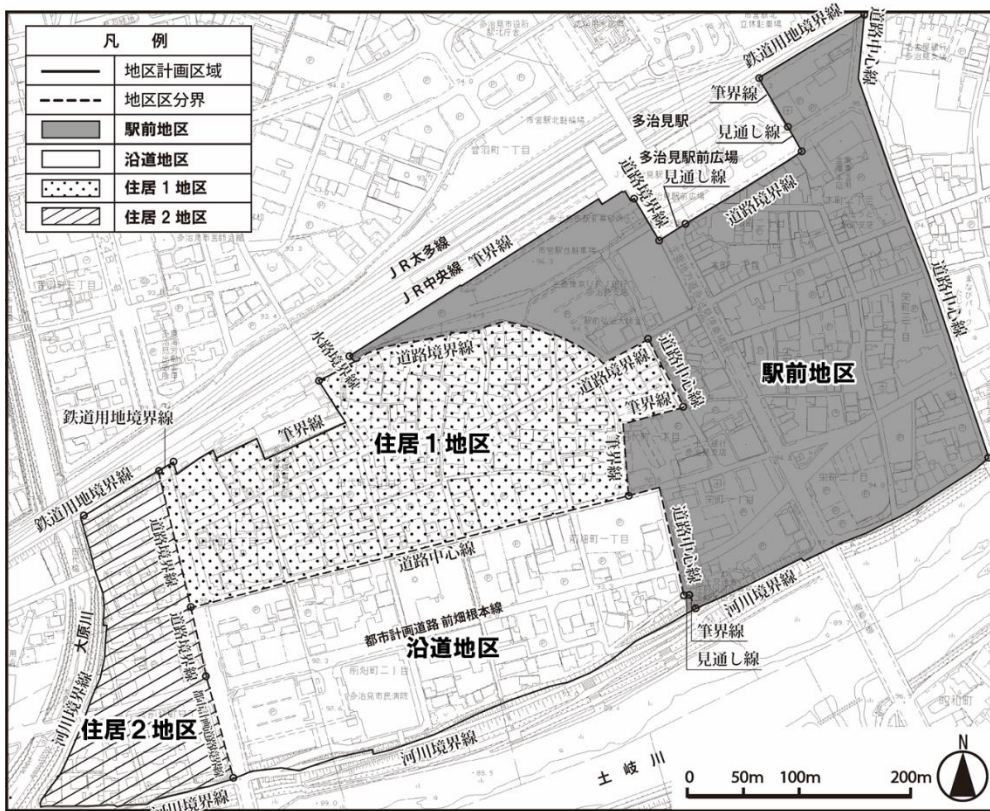
### ❗地区計画区域内における建築行為等には「届出」が必要になります。

地区計画区域内において建築物等の建築や、建築物の用途、形態または意匠の変更等を行う場合、工事着手の30日前までに市へ届出が必要になります。

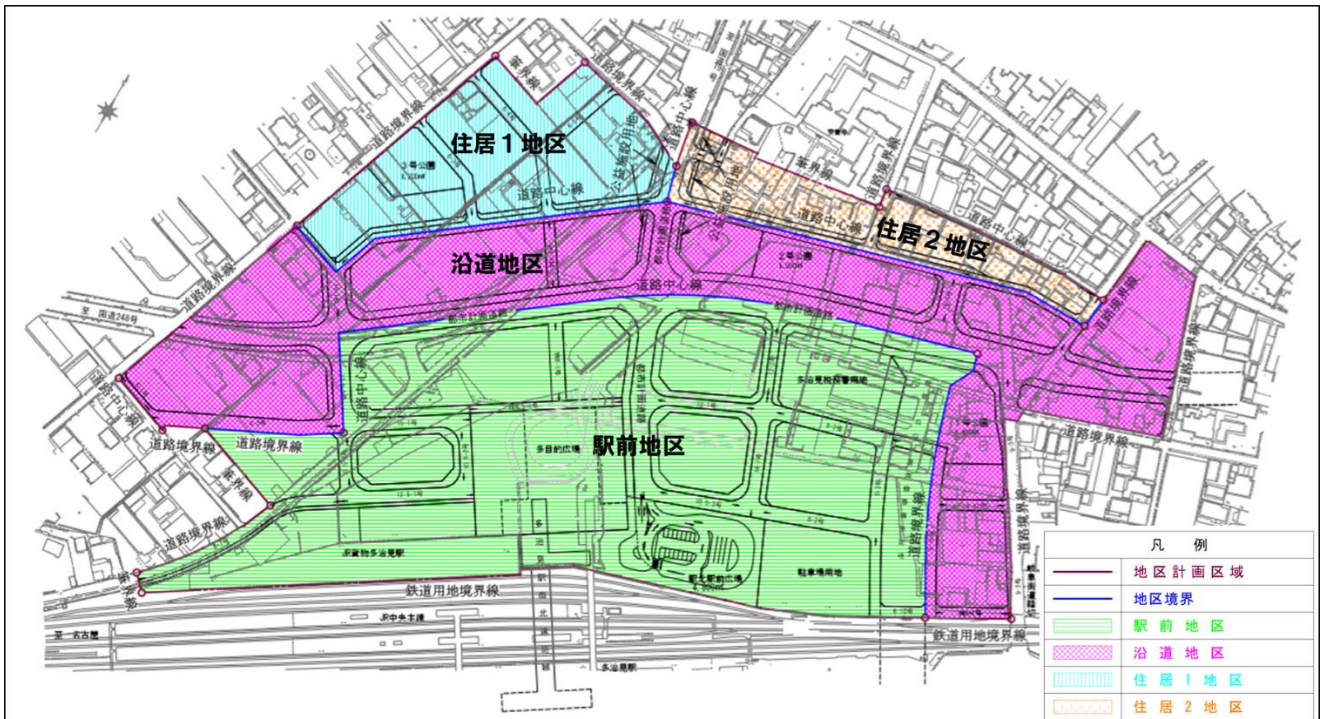


令和2年10月30日時点

(参考) 多治見駅前中之郷地区地区計画 区域図



(参考) 多治見駅北地区地区計画 区域図



※営業予定場所がどの区域にあたるかは、都市政策課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所本庁舎3階  
 多治見市 都市計画部 都市政策課 TEL: 0572 (22) 1321 (直通)

令和2年10月30日時点